

くらし再建支え合いチーム及び南区センターの設置による 被災者生活再建支援に係る体制の整備について

1 目 的

令和 8 年熊本地震により被災し、支援を必要とする被災者一人ひとりが、住み慣れた地域において安心して生活再建を進めることができるよう、生活再建や心身の健康維持のほか、生活再建後も見据えた孤立防止や地域コミュニティとのつながりの維持を総合的に支援し、それぞれに課題を抱える被災者の方々が一日も早く日常を取り戻すための支援体制の整備を図るもの。

2 基本方針

(1) くらし再建支え合いチーム及びセンターの設置

○ 各区への「くらし再建支え合いチーム」の設置

各区においては、発災後から福祉課や保健こども課等を中心として、避難所の避難者をはじめ、避難所から自宅へ戻られた方を含む在宅被災者の巡回訪問等による支援を行っているが、今後は、住まいの再建や健康維持、孤立防止など、よりきめ細かな生活再建支援が必要となる。

そこで、全区に「くらし再建支え合いチーム」を設置し、支援を必要とする被災者への見守りや相談対応、各種支援を継続して実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた支援に取り組む。

○ 南区への「くらし再建支え合いセンター」の設置

住家被害が特に集中している南区においては、住まいの再建をはじめとする支援が必要な世帯が多く、住まいの再建や健康被害等の複合的な課題を抱える世帯も少なくない状況である。

このため、南区には、「くらし再建支え合いチーム」に加え、支援機能や人員体制を拡充し、熊本市社会福祉協議会とも連携した「南区くらし再建支え合いセンター」（以下、「南区センター」）を設置し、支援を必要とする被災者への生活再建支援をはじめ、仮設住宅等の入居者への見守りやコミュニティ支援等を展開する。

また、南区センターは、南区の被災者支援を担うだけでなく、復興総室とも連携し、本市の被災者支援に係る中核的な役割を担い、各区に対して、災害ケースマネジメント事例の共有や助言等を行うとともに、関係機関との連携・調整を図り、市全体の適切な支援につなげる。

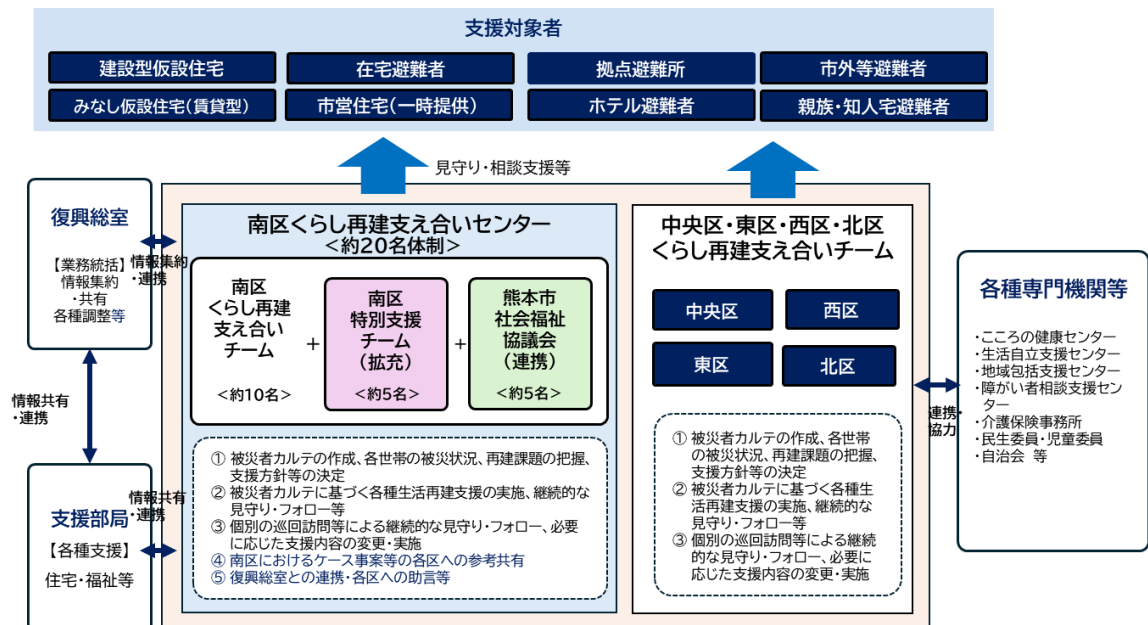
(2) 被災者カルテの作成と災害ケースマネジメントの着実な展開について

各区のくらし再建支え合いチーム及び南区センターは、8月28日から運用を開始した、支援を必要とする方の被災者一人ひとりの被災者カルテを確実に作成し、巡回訪問や見守りフォロー等により、住まい再建や健康相談等の生活再建に係る支援を展開することで、誰ひとり取り残さない支援体制を構築する。

また、復興総室において、各区の被災者カルテの一覧情報を集約し、支援部局等への共有や支援に必要な関係機関等との調整、各区へのフィードバック等を行う。

3 運営体制（案）

- ・各区のくらし再建支援チームは、各区における支援対象者の被災者カルテの作成とカルテに基づく個別訪問や相談対応等による生活再建支援を継続的に実施する。
- ・南区センターは、南区における支援対象者の被災者カルテの作成とカルテに基づく個別訪問や相談対応等による生活再建支援に加え、市社会福祉協議会と連携した仮設住宅等の入居者への見守りやコミュニティ支援など重点的な被災者支援を展開する。
- ・また、本市の被災者支援に係る中核的な役割を担い、災害ケースマネジメント事例の各区への共有や助言等を行う。
- ・南区センターの体制としては、支援チーム約10名に加えて、復興総室等からの特別支援チームの約5名、市社会福祉協議会の約5名の計約20名を予定
- ・復興総室は、各区の被災者カルテの一覧情報の集約を行い、支援部局への情報共有や業務全体の統括管理等を行う。



4 設置日

令和8年（2026年）9月15日（火）